

資料 3

「第 7 期飯塚市障がい福祉計画」及び「第 3 期飯塚市障がい児福祉計画」策定の概要について

1 策定の目的

飯塚市では令和 3 年度に第 6 期飯塚市障がい福祉計画・第 2 期飯塚市障がい児福祉計画を作成したが、現行の計画期間が令和 5 年度までであることから、今後、国から示される障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針に即して、令和 6 年度から令和 8 年度までを計画期間とする第 7 期飯塚市障がい福祉計画第 3 期飯塚市障がい児福祉計画を策定する。

2 計画の位置づけ

(1) 飯塚市障がい福祉計画

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第 88 条第 1 項において、「市町村障害福祉計画」として策定が義務付けられている。

(2) 飯塚市障がい児福祉計画

児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項において、「市町村障害児福祉計画」の策定が義務付けられている。

3 計画の期間

令和 6 年度から 8 年度までとする。

4 策定体制

(1) 飯塚市障がい者施策推進協議会への諮問

計画の策定にあたり、障がい者団体関係者や保健医療・福祉等各分野の関係者、学識経験者などにより構成される「飯塚市障がい者施策推進協議会」を複数回開催し、計画内容等についての審議を行い、委員からの意見を反映する。

(2) 市民意見の募集

計画の素案に対し、市民意見公募手続（パブリックコメント手続）を実施し、広く市民の意見や要望等を収集する。